

工事名称	本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事
工事場所	鹿児島市易居町1番2号
工期	令和7年12月10日

特記仕様書 【一般事項】

○	1	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(令和4年版)並びに「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工編)(令和4年版)による。
○	2	特記事項の適用は次のとおりとする。 1) 項目は○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は ◎ 印の付いたものを適用する。 ◎ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○ 印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 形状寸法の単位は、特記なきがミリメートルとする。 5) 製造所名は、50音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。また、() 内は製品名を示す。 6) 再生資材(再生砕石等)については、再資源化施設製造のものを使用し、粒度は規格によること。
○	3	本工事は鹿児島市建設工事請負契約書に基づき、施工するものとする。
○	4	前金払及び中間前金払 本工事は、前払金を契約金額の40%の範囲内で支払うことができる。また、既に40%の範囲内で前金払をした工事で、次の各号の要件を満たしている工事は契約金額の20%以内の中間前払金を支払うことができる。 1) 工期の2分の1を経過していること。 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
○	5	部分払 部分払については、鹿児島市契約規則による。
○	6	部分払対象品目 工事の出来形部分並びに、工事現場に搬入した工事材料のうち、次の工事に含まれるものは部分払いの対象とする。ただし、監督員の検査に合格したものであって確認写真及び出来高等の確認ができるものに限る。 1 仮設工事 2 土工事 3 地業工事 4 鉄筋工事 5 コンクリート工事 6 鉄骨工事 7 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 8 防水工事 9 石工事 10 タイル工事 11 木工事 12 屋根及びとい工事 13 金属工事 14 左官工事 15 建具工事 16 カンテール工事 17 塗装工事 18 内装工事 19 ニット及びその他の工事 20 排水工事 21 舗装工事 22 舗装及び屋上緑化工事
○	7	火災保険等 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時)までとする。 ◎ 火災保険等(工事的目的物及び工事材料(支給材料を含む)等に生じる損害を填補) ◎ 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補) ただし、火災保険または第三者への損害賠償責任保険が含まれる建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。
○	8	契約不適合担保責任検査 契約不適合担保責任(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合担保責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合担保責任検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により速やかに契約不適合担保責任検査の実施日及び報告書提出日を回答したうえで、契約不適合担保責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
○	9	施工体制台帳の提出等 1) 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備置置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。 また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。 2) 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。 (1)伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務 (2)土砂やコンクリート等の運搬のみを行う業務 (3)工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務 (4)その他監督職員が記載を指示した業務等
○	10	工事完成写真の仕様について 1) インク、用紙等は普通の使用条件のもとで、5年程度で顕著な劣化が生じないものとする。 2) カラー写真(ネガフィルムタイプ)と電子媒体による写真の混合管理は行わないこと。 3) 完成検査若しくは、工事的物引渡完了後5年間写真管理に利用した電子媒体を保管すること。
○	11	枠組足場の設置について 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員と協議の上、決定することとする。
○	12	環境基本計画 1) 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。 2) 本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針に適合するものを使用すること。 3) 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条第1項に基づく環境物品等調達方針適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。 4) 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提出の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。 5) 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。
○	13	現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について 1) 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下の要件を満たす場合には、工事請負契約第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。 ① 契約締結後、現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ② 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ④ 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間 2) 発注者への報告 上記1)の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
○	14	現場代理人の兼任について 1) 現場代理人の兼任を認める工事 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の①から⑤の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。 なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、②、④、⑤の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。 ① 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。 ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。 ③ 兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲 ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。 ⑤ 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。 2) 手続き 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。 なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。 3) 受注者に対する措置請求 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置措置を取るべきことを請求するものとする。
○	15	本工事は公共工事であることを十分認識し、工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うとともに、安全管理を含む諸管理に十分留意して作業を行うこと。
○	16	本工事に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、道路交通法及び建築工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い適切に処理すること。
○	17	工事現場及びその周囲は危険防止に十分注意し工事を行い、現場周辺の公共物(特に側溝等)の維持管理及び地域住民、行人への危害防止に万全を期すること。事故が発生した場合には、受注者において補償又は復旧をするものとする。

○	18	ダンブトラック等による過積載等の防止について 1) 工事事務用資機材等の積載超過のないようにすること。 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンブカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンブトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 7) 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。				
○	19	産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けについて 産業廃棄物を収集又は運搬する際に、産業廃棄物運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」及び「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。 【表示例】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">産業廃棄物収集運搬車</td> <td style="text-align: center;">140ポイント(おおむね縦横50mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇株式会社</td> <td style="text-align: center;">90ポイント(おおむね縦横30mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字</td> </tr> </table> なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、別途「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく表示規定によること。	産業廃棄物収集運搬車	140ポイント(おおむね縦横50mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字	〇〇株式会社	90ポイント(おおむね縦横30mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字
産業廃棄物収集運搬車	140ポイント(おおむね縦横50mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字					
〇〇株式会社	90ポイント(おおむね縦横30mm)以上の識別しやすい色の文字及び数字					
○	20	工事現場への通行、諸運搬にあたっては、特に現場周辺の住民・通勤者及び児童・生徒等への危害防止に万全を期すること。工事現場内での火気責任者を定め、火気の取扱いには十分注意すること。また、工事において支障物件がある場合は、監督員との協議により処理し、これに関する費用は発注者と協議を行うこと。				
○	21	工事現場の快適な作業環境を確保するため、受注者事務所、従業員休憩所、便所等は関係法令に従い、適切な材料・構造などのものとする。				
○	22	本工事に際しては、地場産業育成の立場から、できるだけ市内の専門業者や作業員を活用し、資材についても市内業者から購入し、使用するよう努めること。				
○	23	本工事に発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。				
○	24	暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。				
○	25	工事現場の周辺住民に対しては、事前に十分な工事内容の説明(作業時間、工法、期間等)を行い協力を得られる様に努めるとともに、工事期間中は迷惑、紛争のないように十分注意すること。(近隣住民から相談・苦情の申立て等があった場合には、受注者において誠意をもって速やかに対応すると共に、経過等を監督員へ報告すること。)				
○	26	ヤンバルトサカヤステのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、以下の項目を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤステの棲息が確認された場合は、棲息状況等の調査報告書を監督員に提出し、まん延防止対策を講ずること。(※発生地については、鹿児島市ホームページで確認すること。) 1) 原則、土・樹木等は、発生地区からの搬出を極力おさえ、廃棄木材については、産業廃棄物の取扱い可能な焼却施設にて、焼却処理を行うこと。 2) 工事区域周辺部への拡散防止のため、周辺部に薬物散布等の措置を行うこと。 3) やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合は、薬剤処理・薫蒸後、搬出を行うこと。 4) 発生地区に搬入した建設機材等は、付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出を行うこと。 5) 未発生地区においても、発生地区からの土・樹木等の搬入や、建設機材の移動等があった場合は、1)~4)の措置が講じられているかを確認すること。				
○	27	本工事に係る交通誘導員の編成人員は、見積閲覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定図と配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。				
○	28	低入札価格調査に基づく措置 低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。 1) 施工体制の強化 ① 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。))には、専任の主任技術者等を配置すること。 ② 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。 ア 65点未満の工事成績評定を通知された場合 イ 工事請負契約書に基づき補修又は損害賠償を請求された場合 ウ 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合 エ 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合 2) 監督体制の強化 ① 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。 ② 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。				
○	29	「快適トイレ」の試行について 1) 本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。 2) 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 3) 快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和3年7月26日付け鹿児島市建設局通知)」に基づき行うものとする。 なお、通知は鹿児島市ホームページから入手できる。				
○	30	法定外労災保険の付保等について 1) 法定外の労災保険の付保 本工事に伴って、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。保証期間は工期後満21日間(24時)までとする。 なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。 2) 墜落制止用器具の使用について 高さが2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い、手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。				
○	31	営繕工事における週休2日試行工事について 1) 本工事は、営繕工事における週休2日試行工事の対象である。 2) 試行に当たっては、「営繕工事における週休2日試行工事実施要領(令和6年5月7日施行)(以下、「実施要領」という。))」に基づき行うものとする。 なお、実施要領は鹿児島市ホームページから入手できる。				
○	32	電子納品 1) 本工事は、電子納品試行対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。 ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【建築・土木編】(以下、ガイドラインとす。))」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とし、電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。				
○	33	架空線の防護措置について 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。				
○	34	施工体制点検等への協力 請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。				
○	35	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出 工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録(E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表)を工事完成図書に添付すること。 なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。 ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。				
○	36	監理技術者等の途中交代 監理技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。 1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 3) ダム、トンネル等大規模な工事で1つの契約工期が多年に及ぶ場合 上記の場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。				
○	37	監理技術者等の途中交代の試行について 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。 1) 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理に必要な工事的目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。 2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。				
○	38	公共工事における現場一斉閉所の実施について 受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力には、受注者の判断によるもの(任意)とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組みに係るチラシを掲載しているため確認のこと。				

本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事	
外壁改修工事特記仕様書(1)	
鹿児島市建設局建築部建築課	
A-1	

章	適用	項目	特記事項																																																					
1	○	1. 適用基準等	外壁改修工事特記仕様書による。																																																					
	○	2. 技能士	※ 適用する ○ とび ○ 左官 ○ 塗装(建築塗装作業) ○ 樹脂接着材注入施工																																																					
	○	3. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。 また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 (ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含まない)																																																					
	○	4. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等のうち、特定のもものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」による。また、評価を受けたも使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとしてすることができる。																																																					
	○	5. 発生材の処理等	※ 建設副産物の処理 1) 本工事より発生する建設副産物については、再生資源の活用を行うことを原則とし、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するとともに、マニフェストシステムにより適正処理を行うこと。 2) 建設発生土及び建設廃棄物にあたっては、建設副産物適正処理推進要綱や関係法令を遵守すること。 3) 建設発生土及び建設廃棄物処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。 4) 建設廃材処分場は、不燃物は最寄りの処分場、可燃物は最寄りの焼却施設とする。 5) 建設廃棄物のうち、再生資材として有効利用できるコンクリート・アスファルト塊、金属くず、木くず等については、最寄りの再資源化施設(許可を受けた施設)へ搬出すること。 6) マニフェスト(管理票)の備考欄にせっこうボードの有無を明記するとともに、せっこうボードが含まれている場合は製造会社名等を明記すること。																																																					
2	○	6. 工事写真等	下記のことを監督員に提出する。ただし、原画は撮影業者の保管とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>原画の大きさ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 着工前</td> <td>※ カラー</td> <td>※ L版程度</td> <td></td> <td>※ 1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 工事中</td> <td>※ カラー</td> <td>※ L版程度</td> <td></td> <td>※ 1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 完成時</td> <td>※ カラー</td> <td>※ L版程度 ・ キャビネ版</td> <td>枚</td> <td>※ 1部</td> <td>・ 60×90以上 ・ 24×36以上</td> <td>外観4面 主要内部</td> </tr> <tr> <td>・ 実態調査用</td> <td>※ カラー</td> <td>※ L版程度</td> <td>枚</td> <td>2部</td> <td>24×36以上</td> <td>外観4面</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分類	規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ	備考	※ 着工前	※ カラー	※ L版程度		※ 1部	24×36以上		※ 工事中	※ カラー	※ L版程度		※ 1部	24×36以上		※ 完成時	※ カラー	※ L版程度 ・ キャビネ版	枚	※ 1部	・ 60×90以上 ・ 24×36以上	外観4面 主要内部	・ 実態調査用	※ カラー	※ L版程度	枚	2部	24×36以上	外観4面																		
	区分	分類	規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ	備考																																																	
	※ 着工前	※ カラー	※ L版程度		※ 1部	24×36以上																																																		
	※ 工事中	※ カラー	※ L版程度		※ 1部	24×36以上																																																		
	※ 完成時	※ カラー	※ L版程度 ・ キャビネ版	枚	※ 1部	・ 60×90以上 ・ 24×36以上	外観4面 主要内部																																																	
・ 実態調査用	※ カラー	※ L版程度	枚	2部	24×36以上	外観4面																																																		
○	7. 完成図等	保全に関する資料を1部監督員に提出すること。(監督員の指定する様式に基づく保全計画書等)																																																						
○	1. 監督員事務所	・ 設ける(規模 1号 2号 3号 4号 5号) ☉ 設けない ・ 仮設便所 ・ 工事用電話 ・ 設置する備品等の種類及び数量(監督員の指示による)																																																						
○	2. 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できない ☉ 利用できる (☉ 有償 ・ 無償) 構内既存の給水設備を利用する場合は、水道局へ臨時給水の申請を行い、水道メーターを設置すること。																																																						
○	3. 工事用電力	構内既存の施設 ☉ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償)																																																						
3	○	1. 合成高分子系ルーフィングシート防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程種別</th> <th>適用箇所</th> <th>仕上げ塗料塗り</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S-F2</td> <td>立上り部</td> <td></td> <td>※ 1.5mm</td> </tr> <tr> <td>・ S-M2</td> <td>平場部</td> <td></td> <td>※ 1.5mm</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用材料</th> <th>ルーフィングシート</th> <th>JIS A 6008(合成高分子系ルーフィングシート) 遮熱仕様(平場のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絶縁用シート</td> <td>発泡ポリエチレンシート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の材料</td> <td>プライマー、増張り用シート、成形物、接着剤、シール材等は、製造所の指定する製品とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程種別	適用箇所	仕上げ塗料塗り	厚さ	・ S-F2	立上り部		※ 1.5mm	・ S-M2	平場部		※ 1.5mm	使用材料	ルーフィングシート	JIS A 6008(合成高分子系ルーフィングシート) 遮熱仕様(平場のみ)	絶縁用シート	発泡ポリエチレンシート		その他の材料	プライマー、増張り用シート、成形物、接着剤、シール材等は、製造所の指定する製品とする。																																	
		工程種別	適用箇所	仕上げ塗料塗り	厚さ																																																			
		・ S-F2	立上り部		※ 1.5mm																																																			
		・ S-M2	平場部		※ 1.5mm																																																			
使用材料	ルーフィングシート	JIS A 6008(合成高分子系ルーフィングシート) 遮熱仕様(平場のみ)																																																						
絶縁用シート	発泡ポリエチレンシート																																																							
その他の材料	プライマー、増張り用シート、成形物、接着剤、シール材等は、製造所の指定する製品とする。																																																							
2. 塗膜防水	ウレタン系塗膜防水 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ X-1(絶縁工法)</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>☉ X-2(密着工法)</td> <td>図示による</td> </tr> </tbody> </table>	工程種別	施工箇所	・ X-1(絶縁工法)	図示による	☉ X-2(密着工法)	図示による																																																	
工程種別	施工箇所																																																							
・ X-1(絶縁工法)	図示による																																																							
☉ X-2(密着工法)	図示による																																																							
3. シーリング	下表以外は、表3. 7. 1による <table border="1"> <thead> <tr> <th>既存建具廻りなど図示による</th> <th>変成シリコン系(MS-2)</th> <th>ノーワーキング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	既存建具廻りなど図示による	変成シリコン系(MS-2)	ノーワーキング																																																				
既存建具廻りなど図示による	変成シリコン系(MS-2)	ノーワーキング																																																						
4. 保証書及び期間	防水工事の施工については、10年保証書を提出すること。 なお、保証書は、受注者と施工業者の連帯とする(シーリングを除く)。 保証書の必要な防水工事の施工業者は建設業法の許可業者とする。																																																							
4	○	1. 陶磁器質タイル張り及びタイル型枠先付	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状・寸法</th> <th colspan="3">きじ</th> <th colspan="3">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> </tr> <tr> <th>磁器</th> <th>せつ器</th> <th>陶器</th> <th>無ゆう</th> <th>施ゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>.</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>.</td> </tr> </tbody> </table> 製造所 (監督員の承諾を得るものとする。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>径</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>100φ</td> <td>縦どい</td> <td>カラー</td> </tr> </tbody> </table> ・ 外部どい受け金物 ・ 鋼製(亜鉛めっき) ※ ステンレス製	施工箇所	形状・寸法	きじ			うわぐすり			役物		色		磁器	せつ器	陶器	無ゆう	施ゆう	有	無	標準	特注			材種	径	施工箇所	備考	硬質塩化ビニル管	100φ	縦どい	カラー
		施工箇所	形状・寸法			きじ			うわぐすり			役物		色																																										
磁器	せつ器			陶器	無ゆう	施ゆう	有	無	標準	特注																																														
																																														
																																														
材種	径	施工箇所	備考																																																					
硬質塩化ビニル管	100φ	縦どい	カラー																																																					
5	1と	い																																																						

章	適用	項目	特記事項																																																			
6	○	1. モルタル塗り	材料 防水モルタルの防水剤 製造所 (監督員の承諾を得るものとする。) ・ 既製目地材 形状 () ・ 床目地設置 工法 (・ 押し目地 ・)																																																			
		2. 仕上塗材仕上げ	JIS A 6909(建築用仕上塗材) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼 び 名</th> <th>仕 上 げ 形 状 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">・ 薄付け仕上塗材</td> <td>・ 外装薄塗材E</td> <td>・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状</td> </tr> <tr> <td>・ 内装薄塗材E</td> <td>砂壁状じゅらく</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形外装薄塗材E</td> <td>・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状</td> </tr> <tr> <td>・ 防水形外装薄塗材E</td> <td>・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 凹凸状</td> </tr> <tr> <td>・ 外装薄塗材S</td> <td>砂壁状</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 軽量骨材仕上塗材</td> <td>・ 内装薄塗材W</td> <td>京壁状じゅらく</td> </tr> <tr> <td>・ 吹付用軽量塗材</td> <td>砂壁状</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">○ 可とう形改修用仕上塗材</td> <td>・ こて塗用軽量塗材</td> <td>平坦状</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形改修塗材E</td> <td>・ 凹凸状 ・ さざ波状 ・ 平坦状</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形改修塗材RE</td> <td>耐候性 ※ 耐候形2種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 厚付け仕上塗材</td> <td>・ 可とう形改修塗材CE</td> <td>上塗材 溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系</td> </tr> <tr> <td>・ 外装厚塗材C</td> <td>吹付け ・ 吹放し ・ 凸部処理</td> </tr> <tr> <td>・ 内装厚塗材C</td> <td>こて塗り ・ ひき起し ・ 凸部処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">○ 複層仕上塗材</td> <td>・ 外装厚塗材E</td> <td>・ 吹放し ・ 凸部処理</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材CE</td> <td>※ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様</td> </tr> <tr> <td>・ 可とう形複層塗材CE</td> <td>耐候性 ※ 耐候形3種</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材Si</td> <td>上塗材</td> </tr> <tr> <td>・ 複層塗材E</td> <td>溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 複層塗材RE</td> <td>・ 防水形複層塗材CE</td> <td>樹脂 ※ アクリル系</td> </tr> <tr> <td>・ 防水形複層塗材E</td> <td>外観 ※ つやあり ・ つやなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ メタリック</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	呼 び 名	仕 上 げ 形 状 等	・ 薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状	・ 内装薄塗材E	砂壁状じゅらく	・ 可とう形外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状	・ 防水形外装薄塗材E	・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 凹凸状	・ 外装薄塗材S	砂壁状	・ 軽量骨材仕上塗材	・ 内装薄塗材W	京壁状じゅらく	・ 吹付用軽量塗材	砂壁状	○ 可とう形改修用仕上塗材	・ こて塗用軽量塗材	平坦状	・ 可とう形改修塗材E	・ 凹凸状 ・ さざ波状 ・ 平坦状	・ 可とう形改修塗材RE	耐候性 ※ 耐候形2種	・ 厚付け仕上塗材	・ 可とう形改修塗材CE	上塗材 溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系	・ 外装厚塗材C	吹付け ・ 吹放し ・ 凸部処理	・ 内装厚塗材C	こて塗り ・ ひき起し ・ 凸部処理	○ 複層仕上塗材	・ 外装厚塗材E	・ 吹放し ・ 凸部処理	・ 複層塗材CE	※ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	・ 可とう形複層塗材CE	耐候性 ※ 耐候形3種	・ 複層塗材Si	上塗材	・ 複層塗材E	溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系	・ 複層塗材RE	・ 防水形複層塗材CE	樹脂 ※ アクリル系	・ 防水形複層塗材E	外観 ※ つやあり ・ つやなし		・ メタリック
		種 類	呼 び 名	仕 上 げ 形 状 等																																																		
		・ 薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状																																																		
			・ 内装薄塗材E	砂壁状じゅらく																																																		
			・ 可とう形外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状																																																		
・ 防水形外装薄塗材E	・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 凹凸状																																																					
・ 外装薄塗材S	砂壁状																																																					
・ 軽量骨材仕上塗材	・ 内装薄塗材W	京壁状じゅらく																																																				
	・ 吹付用軽量塗材	砂壁状																																																				
○ 可とう形改修用仕上塗材	・ こて塗用軽量塗材	平坦状																																																				
	・ 可とう形改修塗材E	・ 凹凸状 ・ さざ波状 ・ 平坦状																																																				
	・ 可とう形改修塗材RE	耐候性 ※ 耐候形2種																																																				
・ 厚付け仕上塗材	・ 可とう形改修塗材CE	上塗材 溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系																																																				
	・ 外装厚塗材C	吹付け ・ 吹放し ・ 凸部処理																																																				
	・ 内装厚塗材C	こて塗り ・ ひき起し ・ 凸部処理																																																				
○ 複層仕上塗材	・ 外装厚塗材E	・ 吹放し ・ 凸部処理																																																				
	・ 複層塗材CE	※ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様																																																				
	・ 可とう形複層塗材CE	耐候性 ※ 耐候形3種																																																				
	・ 複層塗材Si	上塗材																																																				
	・ 複層塗材E	溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系																																																				
・ 複層塗材RE	・ 防水形複層塗材CE	樹脂 ※ アクリル系																																																				
	・ 防水形複層塗材E	外観 ※ つやあり ・ つやなし																																																				
		・ メタリック																																																				
7	○	1. 塗料塗り	耐候性塗料塗(DP) ※ 鉄部 下地調整(RA~RC種)の上、DP塗装(塗料1級)																																																			
8	○	1. 分析状況	既存仕上塗材における石綿含有の有無 ・ 未調査(以下の既存仕上塗材について石綿含有の分析調査を行い、監督員に結果を報告すること。石綿が含有されている場合は、施工範囲や工法等について監督員と協議すること。) ☉ 調査済 ・ 有 【使用箇所】 ☉ 無 【分析調査】仕上塗材(棟屋・各面)、タイル目地(1階玄関周り)、パラペット(7階内壁)、上裏ボード材(1階) ☉ 無 【メーカーから資料提供】ピンネット改修工法資料																																																			
		2. 適用範囲	コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁における浮き、欠損、爆裂、ひび割れ、の劣化改修工事に先立ち行う石綿含有仕上塗材の除去工事に適用する。																																																			
		3. 法令等の遵守	大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係機関等と協議を行い、必要に応じて手続き等を遺漏なく適正に行うこと。 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示すること。また、必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。																																																			
		4. 事前調査	工事着手前に石綿に関する事前調査を実施し、結果について工事現場に備え置くとともに、発注者へ書面により説明を行うこと。																																																			
		5. 施工計画	除去作業に先立ち、施工計画書(除去作業管理組織図、除去作業方法、掲示方法、産業廃棄物処理方法等)を作成して監督員に提出すること。 施工計画にあたり、令和3年3月厚労省及び環境省作成「建築物等の解体等作業に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考とすること。 作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないよう留意すること。																																																			
		6. 除去作業	1) 共通事項 ① 石綿作業主任者…処理作業にあたって石綿障害予防規則に基づき選任すること。 ② 処理作業従事者…石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者としてすること。 ③ 作業箇所付近に近接する室内の開口部等に粉塵が入らないよう窓を閉め、養生及び立入禁止措置を講ずること。 ④ 作業箇所は、作業環境に応じてプラスチックシート等で適切に養生を行うこと。 ⑤ 除去作業後、石綿作業主任者が目視により取り残しがないことを確認すること。 ⑥ 除去完了後、作業箇所及びその周辺(ベランダ内部を含む)をHEPAフィルター付真空掃除機で清掃すること。 ⑦ 除去した仕上塗材及び養生材、保護衣等は、排出形態に応じて適切に保管・運搬・処分を行うこと。 2) 除去作業 ① 除去工法は、以下の石綿障害予防規則第6条の2第2項ただし書きに基づく隔離養生及び湿潤化と同等以上の効果を有する処理工法とすること。それ以外の工法とする場合は監督員と協議すること。 ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ② 使用する剥離剤については環境配慮型とし、使用前に事前試験を行い、適正条件を確認してから本施工すること。																																																			
本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事			A-2																																																			
外壁改修工事特記仕様書(2)																																																						
鹿児島市建設局建築部建築課																																																						

3. アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

① 適用範囲

モルタル塗り仕上げ面で落下の恐れのない(※2)浮き部に適用する。

② 材料

- 1) エポキシ樹脂は、JISA6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に適合するものとする。
- 2) アンカーピンの材質は、ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したものとする。

③ 工法

- 1) テストハンマーを用いて浮き部を確認し、チョーク等で明示の上、注入範囲について監督員と協議すること。
- 2) 浮き部分に対するアンカーピン本数は、一般部分(壁面等)は16本/m²、指定部分(揚裏、パラペット)は25本/m²、狭幅部は幅中央に5本/mとする。又、所定の本数が浮き部分に対して均等に配置されるよう穿孔位置をマーキングする。
- 3) 穿孔はコンクリート用ドリルを用い、使用するアンカーピンの直径より約2mm大きい直径とし、壁面に対し直角に穿孔する。穿孔はマーキングに従って行い、構造体コンクリート中に30mm程度の深さに達するまで行う。穿孔後は、十分孔内を清掃して、接着の妨げとなる切粉等を除去する。(清掃は電気ブロー器具同等以上の清掃器具を使用すること。)

※石綿含有仕上塗材の穿孔にあたっては、粉じん飛散防止のため、水循環式ドリル又は集じん装置(HEPAフィルター)ドリル使用とすること。

- 4) アンカーピン固定用エポキシ樹脂を手動式注入器を用い、注入口の最深部より徐々に充填する。充填量は、挿入孔1箇所当たり25mlとする。
- 5) アンカーピンを挿入孔最深部まで挿入し、パテ状エポキシ樹脂等で仕上げる。
- 6) 注入部以外に付着した材料は、適切な方法で除去し、清掃する。

④ 確認

アンカーピン固定部のエポキシ樹脂の広がり、固着状況について全数をテストハンマーの打診により確認する。

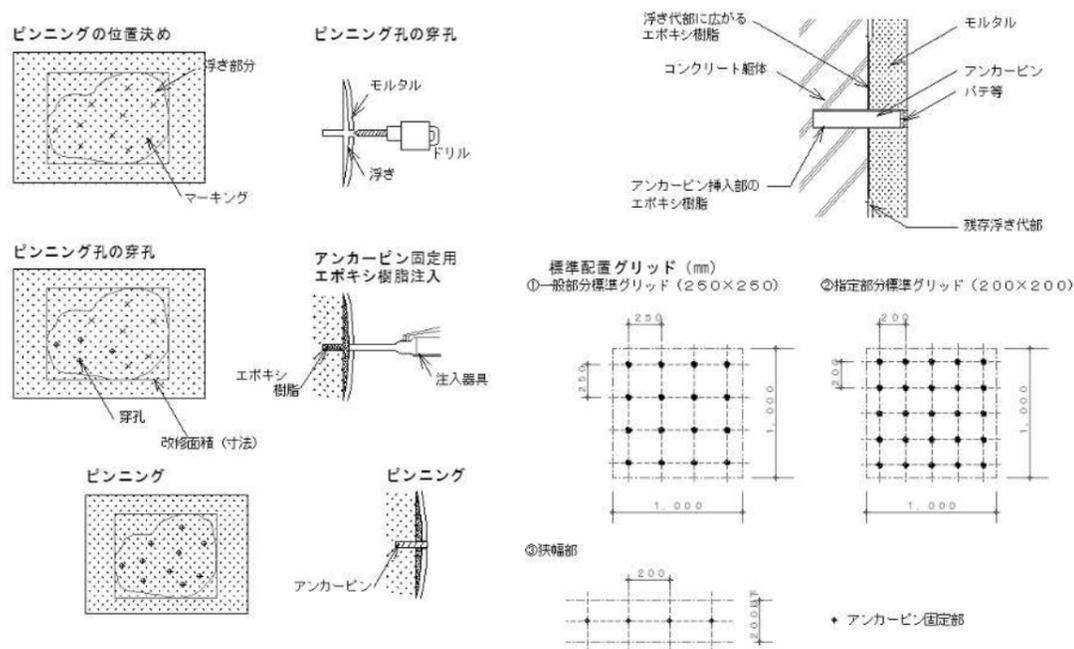


図-3 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

4. 防水モルタル塗替工法

① 適用範囲

モルタル塗り仕上げ面の改修で監督員の指定する部分。

※改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。(改修範囲及び周囲5cm部分)

② 材料

防水剤は、JISA1404に適合するものとする。

③ 工法

- 1) テストハンマーの打撃により、はがれ、剥落のおそれのある部分を確認し、補修範囲について監督員と協議すること。
- 2) 欠損部及び塗替部周辺の脆弱部は、健全部にカッターを入れ、他の部分の浮きを誘発することのないよう内側のモルタルをハンマー等により除去し、欠損部の状況を目視で確認する。
- 3) コンクリート面等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿を行った後、次の層を塗る。
- 4) 下地部分はワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去、清掃を行う。又、部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをはつき落とし、ワイヤーブラシ等でケレンを行い、錆を除去し、防錆材等を塗布して防錆処理を行う。
- 5) コンクリート下地には、モルタルとの付着力を大きくするためにセメントペースト(1mm程度、保水剤使用)を薄く塗付け、引き続き下塗りを行う。
- 6) 防水モルタルの塗厚が厚い(厚さ25mmを超える)場合は、防水モルタルの下塗りに先立ち、ステンレスアンカーピンを縦横200mm間隔程度に躯体コンクリートに固定し、ステンレスなまし線を張り、足がかりをよくしてから防水モルタル塗りを行う。ステンレスアンカーピンは塗厚に応じて長さを変えること。
- 7) 防水モルタルの割合は、防水剤製造所の仕様による。
- 8) 各層の塗厚は、15mm以下とし、下塗りの養生期間は2週間以上とすること。(中塗り以降は乾燥次第随時塗付け可)

④ 確認

下地の脆弱部分の除去と堅固な下地を確認する。

5. 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

① 適用範囲

コンクリート打放し仕上げ及びモルタル塗り仕上げのひび割れ幅が、0.2~1.0mm以下のひび割れ部について適用する。

② 材料

- 1) エポキシ樹脂はJISA6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に適合するものとする。
- 2) シール材は、注入材料製造所の指定する製品とし、既存の塗材、塗料等又は新規の塗材、塗料等に支障のないものとする。

③ 工法

- 1) ひび割れに沿って幅50mm程度の汚れを除去し、清掃する。
※石綿含有仕上塗材の清掃にあたっては、粉じん飛散防止のため、飛散の恐れがあるワイヤーブラシ等によるケレンは行わないこと。
※コケ等汚れにより清掃が困難な場合は、監督員と協議を行い、改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。
- 2) 注入孔位置をスケール等で測定し、チョーク等でその位置のマーキングを行う。
- 3) 注入孔間隔は250mm程度とする。
- 4) 注入器具又は台座をひび割れが中心にくるようにして、仮止めシール材等で取り付ける。
- 5) 混練りしたエポキシ樹脂を注入器具に入れ、ゴム、パネ、空気圧等により注入圧を0.4N/mm²以下として注入する。
- 6) 注入時は、台座やシール部からの漏れをチェックし、注入器具内のエポキシ樹脂の減量状態を確認して、足りない場合は補充する。なお、注入完了後は、注入器具を取り付けたまま硬化養生をする。
- 7) エポキシ樹脂注入材の硬化を見計らい、仮止めシール材及び注入器具を適切な方法で撤去し、清掃を行う。

④ 確認

注入時の確認は一つ上の注入器具から漏出することを確認する。注入後の確認は注入が行われたか否かを目視する。

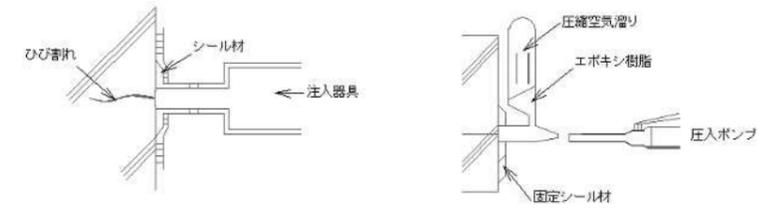


図-4 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

6. Uカットシーリング材充填工法

① 適用範囲

コンクリート打放し仕上げ及びモルタル塗り仕上げのひび割れ幅が1.0mmを超え、かつ挙動されるひび割れ部をUカットシーリング用材を充填し、ポリマーセメントモルタルを塗り込む場合に適用する。

※改修工事に先立ち石綿含有仕上塗材を除去すること。(ひび割れ沿いの幅5cm部分)

② 材料

- 1) シーリング材は、JISA5758(建築用シーリング材)に適合するものとする。
- 2) プライマーは、主材製造所の製品とし、被着体(塗装してある場合は塗料)に適したものとする。
- 3) バックアップ材は、合成樹脂又は合成ゴム製でシーリング材と接着しないものとし、使用箇所に適した形状で大きさが目地幅より2mm程度広いものとする。

③ 工法

- 1) ひび割れ状況について確認し、補修範囲について監督員と協議すること。
- 2) ひび割れ部に沿って電動カッター等を用いて幅10mm程度、深さ10~15mm程度にU字型の溝を設ける。
- 3) Uカット溝内部に付着している切片、粉塵等はワイヤーブラシ、はけ等で除去する。
- 4) 被着体に適したプライマーを溝内部に塗残しのないよう均一に塗布する。
- 5) プライマー塗布後、ごみ・ほこり等が付着した場合又は当日充填が出来ない場合は再清掃し、プライマーを再塗布する。
- 6) プライマー塗布後、シーリング材を隅々まで行きわたるようにコーキングガン(ノズルをUカット溝に当て、加圧しながら空隙、打残しがないように充填し、コンクリート表面から3~5mm程度低めに充填し、充填後はへらで押え、下地と密着させて表面を平滑に仕上げる。
- 7) ポリマーセメントモルタルをコンクリート表面に合わせて平滑に塗り込む。

④ 確認

シーリング材の充填状況を目視により確認する。

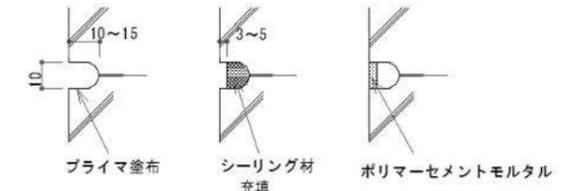


図-5 Uカットシーリング材充填工法

7. その他

① 以下の場合については、監督員と協議の上工法を決定すること。

- イ) 構造耐力に関するコンクリートの劣化ある場合
- ロ) 漏水がある場合
- ハ) その他、施工方法について、判断出来ない箇所が発見された場合

② 発注時の外壁改修数量は推計値によるものである。

③ 石綿含有仕上塗材の高圧洗浄にあたっては、粉じん飛散防止のため、高圧水洗工法(15MPa以下)とすること。

※1 通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのあるモルタル浮き

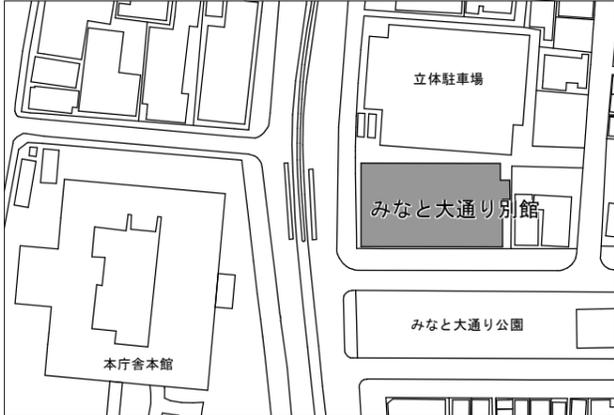
※2 通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのないモルタル浮き

本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事	
外壁改修工事特記仕様書(4)	
鹿児島市建設局建築部建築課	A-4

工事場所：鹿児島市易居町1番2号
みなと大通り別館



付近見取図 S=noscale



配置図 S=noscale

工事概要

<本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事>

構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下2階、地上7階建（塔屋有り）
外壁改修面積	4,266㎡（ビネット工法改修：3,126㎡、モルタル仕上げ等：1,140㎡）
既存外壁仕上げ	ビネット工法改修（従前タイル面および打ち放し面） モルタル仕上げ、タイル面
屋上防水改修面積	塔屋、外部階段室屋上：179㎡（塗膜防水X-2）

※施設を利用しながらの施工となるため、来庁者等の安全に配慮し、また施設管理者の業務や駐車場等に支障のないよう密に協議を行い、施設運営に配慮して工事を行うこと。
※騒音及び振動が大きい工程については、事前に施設管理者と協議のうえ、土日等も含めて作業可能日を調整し、施工すること。

【外壁改修】

①外壁改修

- ・塔屋（西面の2か所）、外壁（各面の2か所）の計10か所でピンネットの固定ピンの引張強度試験を行い、結果を監督員に報告すること。
- ・外壁仕上げの不良箇所（浮き部、ひび割れ等）について、特記仕様書に基づく工法にて改修を行うこと。
- ※施工数量は推計値のため、全面打診調査後、監督員と協議の上、決定するものとし、設計変更の対象とする。

< 1. 外壁改修工事工法一覧表（ビネット工法改修部分）※ >

工法	部位	数量（推計値）
アンカービネット工法樹脂注入工法（A16 ビネット改修部分）	浮き部	500本
ビネット工法モルタル部浮き補修	浮き部	30㎡
ひび割れ補修	ひび割れ部	1,000m

※ピンネット工法改修部分の補修方法については、メーカー仕様によるものとし、監督員の承諾を受けること。

< 2. 外壁改修工事工法一覧表（モルタル部分） >

工法	部位	数量（推計値）
ホリマセメントモルタル充填工法（PBL）	爆裂部	75m
アンカービネット部分樹脂注入工法（A16）	浮き部	2,000本
自動式低圧樹脂注入工法（H）	ひび割れ部	300m

②塗装改修

- ・外壁：高圧水洗浄（15MPa以下）の上、下記仕上げ材塗り

部位	既存仕上	改修仕上
壁	ビネット工法改修面	吹付タイル
	モルタル面	吹付タイル
	パライット面	アクリル系塗材
	塔屋（外壁面より内側）、煙突	吹付タイル、防水モルタル
上裏	パライット	アクリル系軒天用仕上塗材
	ボード	吹付タイル
建具	出入口扉、シャッター、手摺、タラップ	DP塗装（フッ素）

- ・縦樋や外部配管の塗装劣化および金具の腐食又は外れているなどがある場合は、監督員へ報告すること。

※既存仕上げが上記と異なる部位がある場合は、監督員へ報告し、工法等の協議を行うこと。

③屋上防水改修

- ・平場・立上り：高圧水洗浄（15MPa）の上、ウレタン系塗膜防水（X-2）、ドレーン改修 1か所

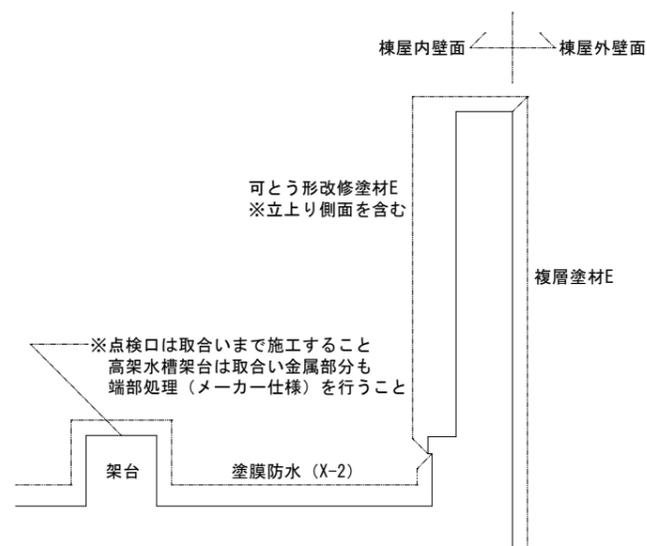
※塗膜防水の端部納まり及び重ね幅 Wについては、主材料製造所の仕様とすること。

※施工年月日、施工会社、連絡先、工法を記入したプレートを設置すること。（A4版程度）

※施工方法・手順・工程については、監督員及び施設管理者と協議の上で決定すること。

④その他

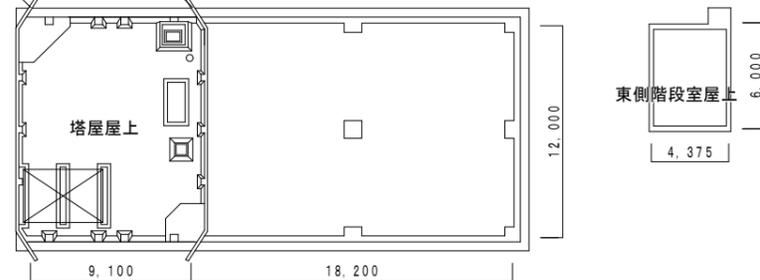
- ・電線類は養生し塗装を行わないこと。



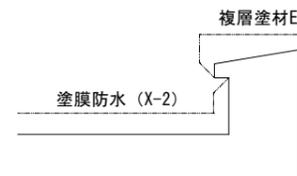
塔屋屋上詳細図 S=noscale

※詳細図は改修後の仕上げを示す

天端は外壁の面から外も可とう形改修塗材Eで施工すること

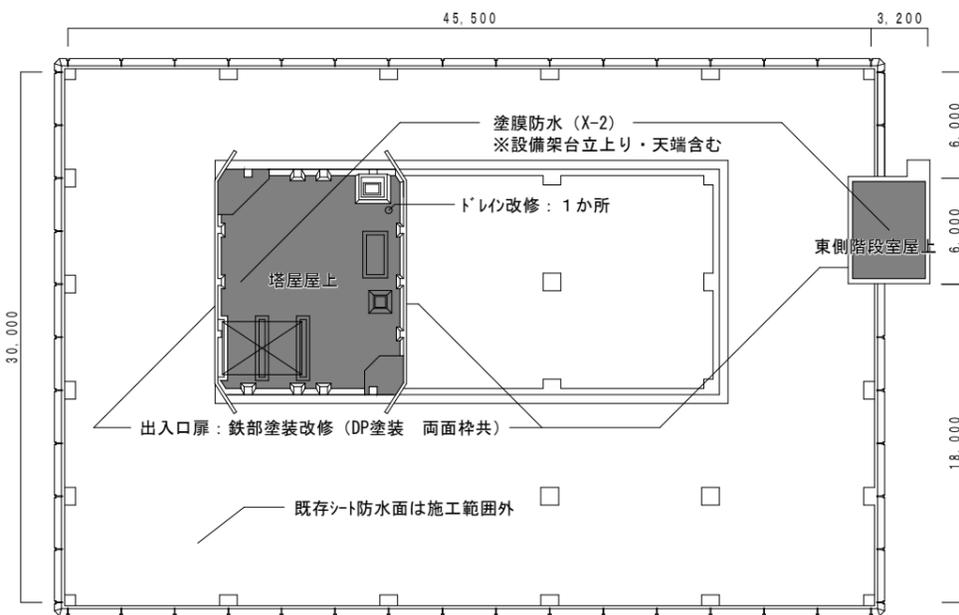


塔屋屋上・東側階段室平面図 S=1/400

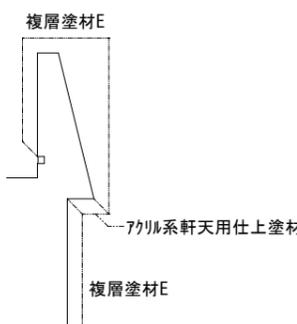


東側立上り詳細図 S=noscale

※詳細図は改修後の仕上げを示す



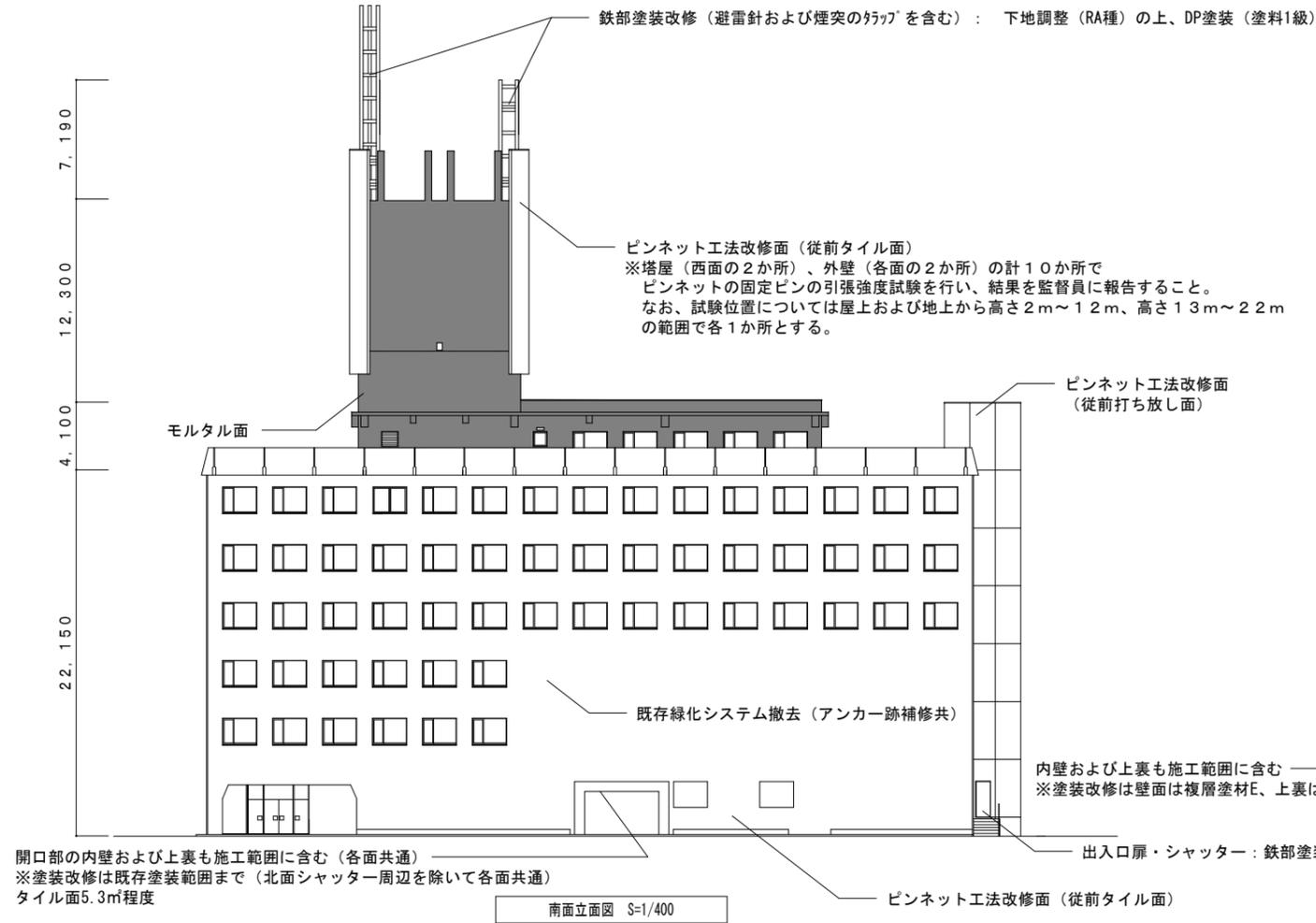
屋上平面図 S=1/400



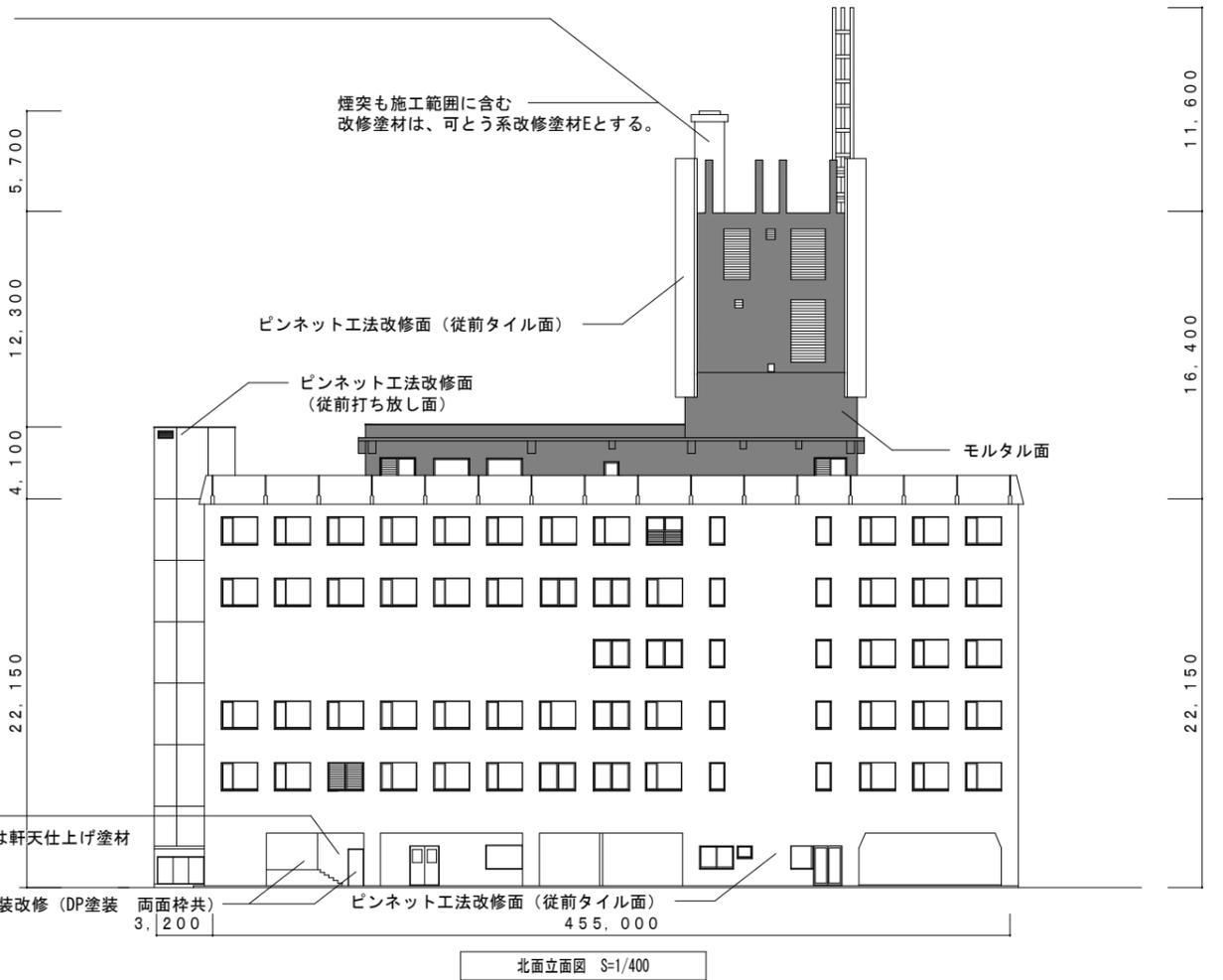
パライット詳細図 S=noscale

※詳細図は改修後の仕上げを示す

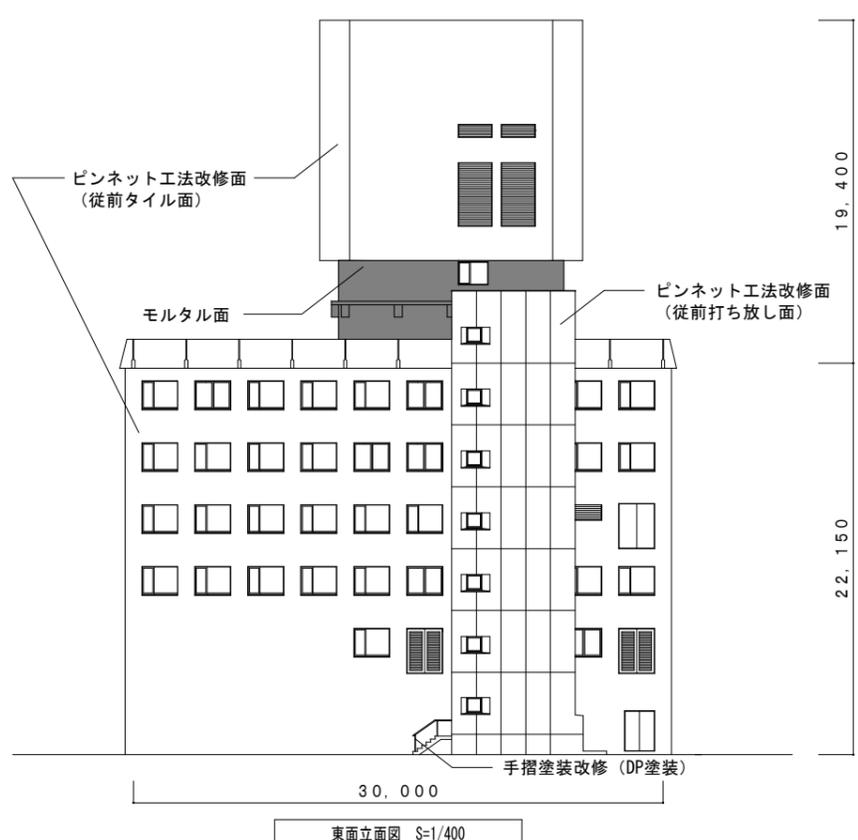
本庁舎みなと大通り別館外壁改修その他工事	
工事概要 付近見取図 配置図	A-5
平面図 部分詳細図	
鹿児島市建設局建築部建築課	



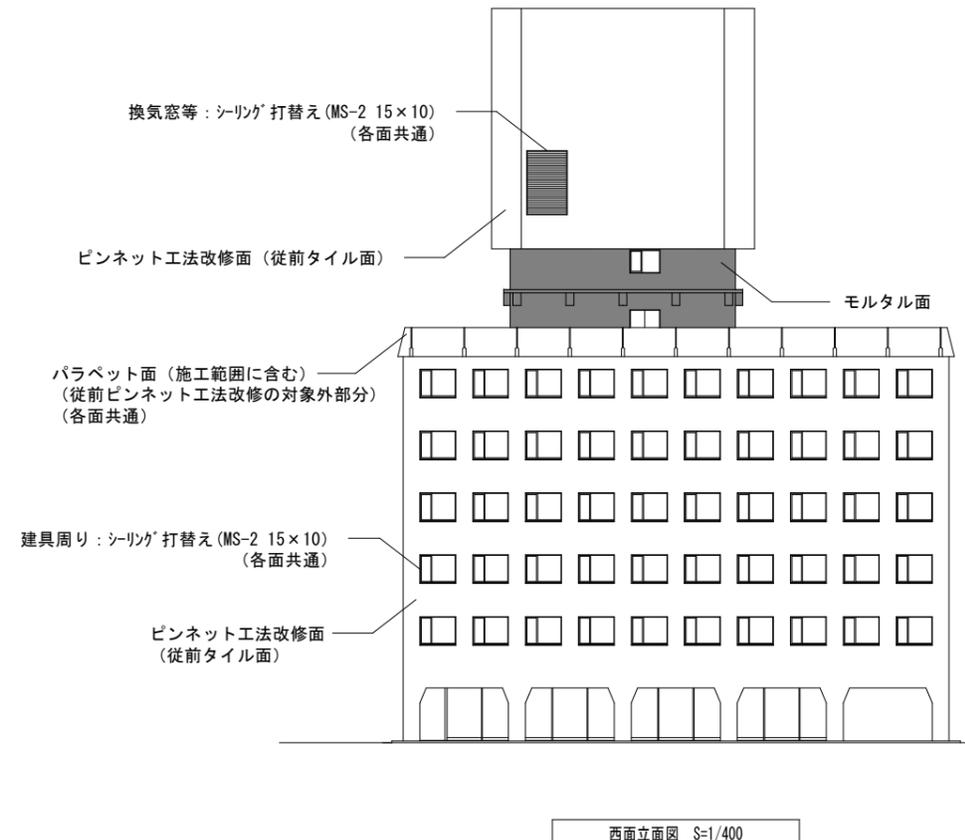
南面立面図 S=1/400



北面立面図 S=1/400



東面立面図 S=1/400



西面立面図 S=1/400

外壁複合改修構工法 (ピンネット工法)

- ・建設大臣より建設技術評価制度「外壁複合改修構工法の開発」の開発目標を達しているものと認められた工法とする。
- ・施工者は、同工法による鹿児島県内においての施工実績を提出すること。
- ・施工は同工法による技術認定を取得した技術者の施工とし、施工手順は各メーカー仕様による。
- ・工事完成後、新設箇所については、外壁剥落・落下に対して受注者と施工業者による連帯の10年保証書を提出すること。

参考工法※新設および既存ピンネット工法の補修方法については、メーカー仕様とし、監督員の承諾を受けること。

工法名	項目	ピンネット箇所	ネットの材質	下地種	ネット付込みモルタル	浮き部への注入	ひび割れ部への注入	既存工法
タケモルピンネット工法		4ヶ所以上/1m ²	ガラス繊維製 二軸ネット	SBR系 セメントフィラー	SBR系ポリマー セメントモルタル	無し	0.5mm以上の ひび割れのみ注入	東面・南面
ボンドカーボンピンネット工法		4ヶ所以上/1m ²	ビニロン繊維製 三軸ネット	変性シリコン エポキシ樹脂系	SBR系ポリマー セメントモルタル	浮き面積0.25m ² 以上	0.2mm以上の ひび割れのみ注入	
スーパーフィラー-GNS ピンネット工法		4ヶ所以上/1m ²	ビニロン繊維製 二軸ネット	アクリル系 セメントフィラー	アクリル系ポリマー セメントモルタル	浮き面積0.5m ² 以上	0.3mm以上の ひび割れのみ注入	塔屋・西面・北面
ネットバリア工法P1		4ヶ所以上/1m ²	アラミド・ビニロン 繊維複合ネット	特殊アクリルエマルジョン プレミックスフィラー	特殊アクリルエマルジョン プレミックスフィラー	浮き面積2.0m ² 以上	0.3mm以上の ひび割れのみ注入	

本庁舎みなど大通り別館外壁改修その他工事